

大蔵委員会議録 第二十一号

昭和三十七年三月十三日(火曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 小川 平二君

理事嶋田 宗一君 理事黒金 泰美君

理事細田 義安君 理事毛利 松平君

理事山中 貞則君 理事有馬 輝武君

理事平岡忠次郎君 理事堀 昌雄君

足立 篤郎君 伊藤 五郎君

岡田 修一君 金子 一平君

久保田藤麿君 田澤 吉郎君

藤井 勝志君 坊 秀男君

吉田 重延君 佐藤観次郎君

田原 春次君 広瀬 秀吉君

藤原豊次郎君 武藤 山治君

横山 利秋君

出席政府委員

大蔵政務次官 天野 公義君

大蔵事務官 村山 達雄君

(主税局長)

大蔵事務官 大月 高君

(銀行局長)

委員外の出席者

大蔵事務官 (大蔵庁直税部) 清野 真君

大蔵事務官 (大蔵庁直税部) 長 真君

大蔵事務官 (国税庁間税部) 上田 克郎君

大蔵事務官 (国税庁間税部) 長 真君

専門員 坂井 光三君

三月九日

委員横山利秋君辞任につき、その補欠として和田博雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員和田博雄君辞任につき、その補欠として横山利秋君が議長の指名で委員に選任された。

委員滝井義高君辞任につき、その補欠として芳賀貢君が議長の指名で委員に選任された。

同月十三日

三月十二日
外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律案(内閣提出第一二八号)(予)

本日の会議に付した案件

租税特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第七八号)
酒税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八二号)

○小川委員長 これより会議を開きます。

租税特別措置法の一部を改正する法律案及び酒税法等の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。質疑の通告があります。これを許します。堀昌雄君。

○堀委員 最初にちょっとお伺いをいたしたいのは、皆さんの方でお出しになった第一次答申の経過の説明の中に出ておられるのが、百八ページに四十表としまして、大法人、中小法人の税負担に対する租税特別措置の影響調

(試算)というのがございます。この試算のとり方が、実は大法人と称するものが資本金一千万円以上、それから中小法人というのが資本金一千万円未満、こういう格好になっておりますが、これは大法人と中小法人という分け方としては、現実にはちょっとそぐわないのではないかと。これはその後には皆さんの方でお出しになっておる資料を見ましても、実際に大法人として問題が考えられるのは、資本金でいうと一億円以上と以下のところぐらいが、どうも問題の分かれ目になるのではないかと。会社の所得階級といいますが、そういう利益会社の中の所得階級の別を見ましても、やはり問題になります。これは、億単位の所得のあるものとそれ以下のものというところに著しい差が現われているように思います。そこで、ここで出ておられますのは、大法人、中小法人としての基準が十分に明らかでない、一億くらい以上とそれ以下のものについての試算をさされてみたことあるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○村山政府委員 これはまだ答申に出すほど固まったものではございませんが、内部では試算したものがございします。

○堀委員 固まったものでないという前提でけっこうですが、ちょっとここで拝見しておるので見ますと、大法人と中小法人の差というものが、これでもかなりありますが、私は、一億以上というところへいきますと、もう少し

大きいのではないかと感じがいたしますが、おわかりの範囲で一つお答えをいただきたいと思っております。

○村山政府委員 これは三十四年につきました試算したものがございします。法人に關係のある特別措置だけを見ただけでございますが、およそ九割程度までは一億円以上の法人ではなかりかというような数字を試算したことがございします。まだそれも自信を持って答えるためには、私もこの内容を見てはたして公表に値するかどうかよく吟味しないと、ちょっと数字をあまり自慢して申し上げられないわけです。

○堀委員 それでは、この席ではちょっと無理だということなら、いざれまた詳しく検討していただいて伺いますが、やはり租税特別措置の中で問題になる点というのは、これまでもいろいろと不公平の問題ということで話が出ておりますけれども、単に不公平というよりなものでなくて、ある部分に対してそれほどしなくてもいいのにかかわらず、上積みがされつつあるというのが現実の姿ではないかと思っております。

そこで、今の企業の方については一応それまでにいたしましたし、これに關係のあるところで特に私はきょうお伺いをいたしましたのは、利子所得の分離課税の問題でありますけれども、皆さんのこの資料を拝見すると、利子所得の分離課税をしておるのは日本だけのよう

で、ここに出ておる範囲の国はおおむねこういうことをやっているという感じが、よそではそういうことをやらぬ。やらない国の方が実は貯蓄の性向が低い。低いにもかかわらずやらない。わが国はこれらの諸国と比べると著しく貯蓄性向が高い。高いのにまだやっておるといふことは、私はどうも論理としては何かつながらぬものがあると思っております。諸外国との關係ではこれは一体どうなのか。これを銀行局の立場と主税局の立場とで、同じ問題についてちょっとお答えを願いたいと思っております。銀行局の方が先にやって下さい。

○村山政府委員 まだ銀行局長が来ておりませんが……

○天野政府委員 利子所得の分離一〇〇課税の特例をさらに一年間延長することにはいたしました。最近における国際収支の改善対策の一環として、貯蓄の増強の諸施策が推進されているのが国経済の現状におきまして、これら諸施策の円滑な推進の重要性にかんがみまして、この特別措置と貯蓄の増強との関連に微妙なものがあると考えられていることを考慮いたしまして、国際収支の動向等を見きわめた上で、あたためて検討を行なうことが適当である、かように考えて一年間延長したわけでございます。

にふやさなければいぬ、こりいうことが理由になっておりますが、一体最近の貯蓄の動きは、ずつと今分離課税が行なわれつつある現状でどうかという事です。こまかいことは事務当局が来てからでいいですが、最近特に銀行預金については伸び悩んでいる状況が著しく出ておるようになっていますが、政務次官この点はどうお考えですか。

○天野政府委員 詳しい数字は事務当局が来てからお答えすることといたしますが、預金そのものの全体の伸びといたしましては、大体順調な姿で伸びております。ただし市中銀行等におきましては、預金の取りくずしやいろいろな面がありまして、大手の市中銀行等につきましては、伸び悩んでおるといふ現状でございますが、その他の地方銀行並びに信用金庫、それから相互銀行等においては、大体順調な伸びを示しておるわけでございます。それらのことを考えましても、なお一そう貯蓄の増強ということが現在いろいろな意味において要請されておるところでございますので、この措置をとることにいたしましたわけでございます。

○堀委員 そのすると、貯蓄を増強するために必要な施策は、この分離課税も一つでありましようが、一体どういふことが貯蓄を増強することになるとお考えでしょうか。

○天野政府委員 分離課税ばかりではなくて、いろいろなPRも必要でございますし、また先般お願いいたしました五十万円に免税点を引き上げるといふような、国民貯蓄組合のようなことも必要でございますし、いろいろ

るな方法を講じて貯蓄の増強ということをやっておるわけでございます。○堀委員 もちろん利子の分離課税と国民貯蓄組合の五十万円の限度の引き上げ等も影響はあるでしょうが、政府が当然やるべきことの中で、私は具体的に貯蓄増強になることをやらない部分があると思います。それ以外には貯蓄をふやせるといふ積極的な具体的な政策がないでしょうか。

○天野政府委員 おっしゃる意味がよくわからないのでありますが、政府が強制的に貯蓄をさせるということはないかなかなか難しいこととございます。また国民の自発的な意思によつて、できるだけ貯蓄をふやすという方向で進んでおるわけであります。

○堀委員 実は貯蓄がふえる要素というものはどこからくるかといへば、個人の可処分所得がふえなければ貯蓄がふえないわけですね。個人の可処分所得がふえるためには、一つはもちろん収入全体が上がるのが第一点でありましようが、その次は、やはり所得税の減税が行なわれれば、そこで可処分所得はふえるわけですから、そうすればその場合に、消費性向が同一であるならば、当然そこでは貯蓄がふえるというところにメカニズムとして考えてみます。だから現実の問題として考えて貯蓄組合というものの存在だけが貯蓄増強に役立っているのか、あるいは現在のふえつつある問題の中で所得税の減税が幾らか毎年行なわれておるといふことや、あるいは所得がふえつつあることの方が大きく影響をしておるか、その点についてお伺いしてみたいと思ひます。

○天野政府委員 私どもの政策の最大のねらいとしておるところは、可処分所得をできるだけふやしていただくことが政策の基本であらうかと思ひます。従つて、経済成長政策をやつていくという大看板も可処分所得をふやすというための施策でもありましよう。また減税をやりましたこともその一環の考え方であつておるわけであります。従つて、今後ともわれわれといたしましては、可処分所得の増大ということに政策の一つの大きなねらいを置き、そして可処分所得が単なる消費にばかり向けられたのでは、これはいろいろ弊害を生んでくるわけでございませうから、その可処分所得のうち消費性向というものをできるだけ必要最小限度のところにとどめておいて、残りの可処分所得というものは預金等にこれを振り向けることによつて再投資を促すというふうな、そういう循環によつて日本の経済が伸びていくということが一番望ましいのではないかと思ひやうわけでございます。従つて、おっしゃられましたように、政策としては可処分所得をふやす、そしてまた貯蓄の増強をはかつていく、むだな消費はできるだけやめて国際収支の改善に寄与していく、こういう一貫した考え方と立っているわけであります。

○堀委員 そこで、それでは可処分所得がふえるように、今減税の問題について考えると、実は私はもつと減税がいて得ると思ふのです。所得税についてはもつと大幅の減税を行なうべきであるという考え方に立っておるわけですね。その点は、お手元に予算委員会に提出してもらいました資料を実はお配りいたしましたわけでございますけれども、二ページのところに、昭和三十一年度以降租税特別措置による減取額と一般の減税による減取額というのがございます。そこで左側に租税特別措置によるその年度における減取額が書かれておりまして、右側に税制改正による増減取額があげてあるわけでありましよう。この間予算委員会でもちよつとこれに触れたのですが、大臣は錯覚を起こしておられたようで、私がこゝで論議をしたいことは、ある年度について租税特別措置によつて減取になる額と、その年度において一般の減税によつて減取になる額とを並べてみるならば、財務的措置としてみると、実は租税特別措置による減取額の方がおおむね毎年度多い。三十二年だけが租税特別措置による減取額は六百九十三億でありましようが、一般的減税の方が六百十七億で、差引の左右の減取であつて、それが一番近いところであつて、その他についてはおおむね相当程度の開きがある。これで考えてみますと、その単年度における財務的なもの考へ方として考へるならば、私はもう少し一般の減税が行ない得る余地がある。一般の減税というものは、今申し上げたような可処分所得をふやすことに直接タッチをしていくわけでありましよう。にもかかわらず、租税特別措置による減取額の方が大きく出ているというところは、政策上いかにがなものであろうかという感じがしてならないわけでございます。これについて政務次官はどうお考えになりますか。

○天野政府委員 この点につきまして、この間の委員会で大臣から詳しく御答弁申し上げた通りであると思ひわけでございます。特別措置による減取

額が総計いたしましたして、この表に載つておるような数字になっておりましようけれども、この内訳をいろいろ拾つてみますと、なかなか多方面にわたつておるわけでございまして、一つ一つ洗つて参りますと、なかなかそれを詰めることができないような状態のよう考へられるわけでございまして。従つて、現在のところはこりいう形にならざるを得ないのではないかと感じがいいたします。

なお、今後とも減税全般について配慮をしていかなければならないということでは当然のことであると思ひます。○堀委員 そこで、今度は最初のページに戻りまして、最近の大体の経緯を見ておられますと、当初見積もりと、結果として入りましましたとの間には、自然増収としてかなり大きな幅があることがございます。この前も少し論議をかけたわけでありましようけれども、問題は、今の日銀が異常な貸し出しをやつておるといふこととは、一体どこにあるのかといふことを詰めて考へていきますと、税収として民間から引き揚げられる額が非常に大きいわけでありましよう。非常に大きな額が民間から引き揚げられて、それが国庫の中にある程度滞留しておるために、資金関係としてはそれを補足する意味で、どうしても日銀は通貨の膨張、信用膨張をせざるを得ない。それがやはり回り回つて貸し出しの形となつて、異常な信用膨張が起こつておる。こりいうことに論理的にはなつておるのではないかと、もう少し大幅な所得税の減税をするならば、その部分は可処分所得の増大にすぐ結びつくわけでありましようから、

その結びついたものが、それでは消費性向を高く高めるかどうかが問題になります。現状としては、ある程度以上の所得者については、もし可処分所得がふえても、それが直ちに消費性向には結びつかない。というのは、大体月収五万円くらいから上になりま

するならば、耐久消費財についてもおむね準備がされておるでありました。居住につきましても、あるいは衣服につきましても、食糧につきましても、おむね満たされておる条件になります。ならば、そこから先に消費性向の高まる率よりも、ここではこれが預貯金や株式その他の投資に回る方が大きいのではないかと。ですから、当面全体としての可処分所得が増加することは、消費性向を高める前に預貯金の増加になる。預貯金の増加になれば、オーバー・ローンは大んだんと減ってくる

し、結局国が持つか、民間が持つかという資金の配分の仕方の中に、現在私は、高度成長という異常な状態の中でのアンバランスが生じておるのではないかと、こういうふうな感じがしてならないわけでは。ですから、先ほど触れました租税特別措置の額は著しく大きいわけでありまして、これは今あなたのおっしゃったように、これを直ちに減らすわけにいかないものもあるかもしれない。私は大いに減らすべきものが多いと思っておりますが、しかしこれとバランスをとって、少なくとも一般国民に対する所得税の減税はさらに大幅に行なわれるべきであるし、そのことが日本の金融を正常化する方向に一步を踏み出す大きな方向ではないかというふうに私は考えておるわけ

ですが、政務次官は一体これについてどうお考えですか。

○天野政府委員 先ほど申し上げましたように、国の政策全般として可処分所得をふやすような、そしてまた貯蓄の増強に向かわれるような考え方で進んでおります。その観点に立ちまして、今回の税制改正全般を通じての減税措置をとっておるわけでござい

ます。なお情勢が許しますならば、今後におきましても税の軽減というところに努めたいと思っております。たゞいまお話がございましたように、減税がすぐ貯蓄に回るといふのが大筋につきましては、大体了解できるわけではございますが、消費の方にも相

当向かるといふ点もあわせて考えなければなりませんし、また財政全般として考えた場合には、国の財源を確保して、そして社会保障なり国土の開発なりいろいろなやらなければならぬ面に振り向けるというふうな重大な問題もあるわけでございまして。そういう点も考へて、今後処置していかなければならぬ問題だと思っております。

○堀委員 実はこの間予算委員会で費用の繰り延べの問題に少し触れましたところ、そのときの答弁では、雪の降るところとかいろいろな天候の状態によるところの自然な繰り延べの費用というものがあつたわけでは、雪の降るといふものがある程度ある。それに今特別会計及び政府機関で繰り延べを大

体で繰り延べをされておる。予算には組まれておるけれども、繰り延べをされておるものはおそらく千五百億円以上に

私はなるのではないかと思ふので、そのことはこの単年度の中で見れば、政府が国庫の中に金をかかえておると同じことになると私は思ふ。

そうするならば、財源はないわけでは

ない。やろうとするか、しないかの政策的な問題にかかわるだろう。ですから、きょうは租税特別措置の問題でありますから、これについてはこれ以上触れませんが、これについてはこれ以上

膨張が異常に大きいこと、オーバー・ローンが生じておることの一半は、私は政府の施策の中にある、特に減税が不十分だということの中にあるという

ことは、一つ皆さんも十分考へていただかなければならないと思つて、それについて大月さん今入られたから前段の方はおわりにならぬと思つて、減税の及ぼす今の金融政策との関連を私はそういうふうに見ております

が、銀行局としてはどういふふうにお考へておられますか、ちよつとお伺いします。

○大月政府委員 税制と金融の関係の基本は、資本の蓄積に対して今の税制あるいは国の予算がどういふような関係があるかというところが一つ、それから貸し出し特に日本銀行の貸し出しにつきまして、それが国の財政とどう

いう関連があるかと、二点あると思つ

ます。税制と預貯金その他の資本の吸収の面の問題につきましては、これはやはり国民経済全体のうちで強制貯蓄の

部分と任意貯蓄の部分とをどういふ

ふりに考へるかという基本的な問題だ

と思つておる。やはり全体の今の日本の経済の体制から申しますれば、基本的には自由経済でございまして、国民の任意貯蓄を主とする。しかしやはり社会政策であるとかあるいは公共事業であるとか、そういう社会資本の充実に

要請も非常に高いわけではございまして、その必要限度において強制的な貯蓄を国民にお願いするというのが基本的な考へかと思つておるわけでは

ござい

ます。そういう意味で、われわれといひましてはできるだけ政策的には成長政策をとらして、国民の所得がふえ

るわけではございまして、必ずしも

所期の通りには動かない。本来の財政

以外にも、国際収支からきます外為の

揚超、散超という問題が実は非常に大

きい問題でございまして、そういう

意味で、やはりできるだけ安定的な成長政策をとりまして、そういう面から

なる金融への擾乱要素をできるだけ少なくしたいといふのがわれわれの基本的な考へ方ではございまして。

○堀委員 私はやはり可処分所得をふやす方法の中で、今の税収の状態から見るならば、所得税の減税をさらに

おきたいと思つておる。

銀行局が来られましたからちよつと

伺いたいのですが、最近の資料を見て

おりますと、預貯金の伸びに比べて、

預貯金の分離課税の対象になる部分

は、金額としてもは三十五年、三十

六年は同じくらい、ですから率の中で

は逆に課税対象になるものが著しく減つてきておるといふのが現状のよう

思いですが、この大蔵委員会におきましてもいろいろ御議論がございましたように、国民貯蓄組合制度自体にいろいろ問題がございまして、率直に申し上げて、現在の制度が適正に完全に動いておるとはわれわれの立場からも申せないと存じます。そういう意味で預貯金の中で形式上貯蓄組合預金という形になりまして、非課税になっておる部分が相当ある。今度の改正におきましても、そういう部分を次第に適正化して参りたいというのが一つのねらいでございますが、しかし、ずっと過去二、三年来の傾向といたしまして、非課税の部分が非常に多くなっておるといふことではないかと思つてございまして、本来相当の部分がございまして、その部分がずっと高い水準で続いております、その他の部分に比較しまして相当比率が高い、その状態が続いておりますというところと存するわけでございます。特にその非課税の部分が大きくなっておるといふようにも考へておらないわけでありまして。

○堀委員 銀行局は資料をお持ちでないでしようが、主税局の方の資料を見ますと、実は今おっしゃるようにはなつておらない。非課税部分が昭和三十四年の三月は三兆五千二百二十九億であったものが、その次は四兆七千四百億になり、三十六年三月には五兆八千億になつておるわけですから、非課税部分の伸びは非常に大きな伸び率であります。そして今度は課税部分は、昭和三十四年が九千二百六十六億で、昭和三十五年は逆に八千五百五十五億に減つて、三十六年が八千五百四十一億、こういうこととありますから、トレンドとして見るならば横ばいというか逆に少し下り

坂、横ばいの傾向という程度です。片方の伸び率は約三割くらいずつ年々伸びていく。この大きな矛盾は、私は今度さらさらこれが五十万円まで国民貯蓄組合が出てきますから、おそらくこの税制調査会の資料による白いところは来年度半分くらいになるのじゃないかという感じすらするわけでありまして。ところが実は税収の方で見ますと、昭和三十五年の見積もりが百七十億二千六百万円、それから三十六年の見積もりが百七十一億。本年度は二百四十六億は見えておるわけですから、一体こういうトレンドである中で、税収が七十億も過年度よりたくさん見積もった根拠はどこにあるかということをお伺いしたいと思います。

○村山政府委員 今の利子所得に対する所得税は、これは個人の預金のみならず法人に対する預金に対しても、あるいはまた預金のみならず公社債等に対する利子についても、全部源泉所得税に入っておりますので、全部足しました答へとしてはこうなるわけでございます。ただお話のように今の個人預金のうち課税部分と非課税部分とのいわば構成比、あるいは伸び率がどうかということになりますと、どうしても非課税部分の方が少し多くおるだろう、構成比は高くなるだろうと思つておる。その一つは何と云つても郵便貯金が大きく入つておるわけでございます。銀行預金のうち課税部分、非課税部分が一体どうなつておるかといふところまでずっと詰めて参りませんと、ほんとうの率はちよつと出ないかと思つておる。この答申の表ではそこまではまだ分析してございせん。いずれまたそういう御注文によりまして計算

してみてもよろしいと思つておる。ただ、今度の租税特別措置によりまして、われわれは国民貯蓄組合のあつてよつては減つてくるというふうに見ております。支払い利子で相当程度、二百億程度減るのじゃないかというふうなことを考へております。ただその減つた分はどこへいくかといふと、今度は課税部分について分離一〇%にいくわけでありまして、分離一〇%もこれまた特別措置でございまして、従いましめて、一方でつたか二十億ばかりは分離課税の方で逆に特別措置の減収が十億ばかりふえまして、差引十億ばかり減る、こういう推定をしておるわけでございます。

○堀委員 この問題は一つ銀行局の方として、この間もちよつと御注文を申し上げましたが、特に今度は五十万円に非課税限度を上げた問題は、この間だいたい広瀬さんもお尋ねになつておりましたけれども、やはり大きな問題になると思つておる。一体今この個人預金について、ここでわれわれがいただいておる分は、単に利子所得に對する申告税額といふことでくぐられておりますから、一体個人預金に見合つたのが幾らで公社債が幾らで、何が幾らというのがわかりませんから困りますが、これは来年からもうちよつと詳しく、そういうのをわれわれも検討する上に、租税及び印紙収入予算の説明をもう少し内訳をつけて勉強しやうと思つておる。それが今後の注文であります。

そこで、その分離された個人の利子所得は、これは本来は総合所得になれは上積み税率がかかるはずのもので、これについてはきょうお配り願ひました資料の六ページのところに、利子所得の分離課税及び税率の軽減といふところで、三十五年九十億、三十六年九十五億、三十七年百二十五億と出しておるわけでありまして、大体これをお出しになつた上積み税率のその部分における分布といふものは、大体どのくらいかの所得階層のところに分布をしておるといふふうにお考へてこれが推計されたのかをちよつと伺いたしたいと思います。

○村山政府委員 分離課税になるとございまして、相当高いところであらう、少なくとも国民貯蓄組合を利用している人たちの平均よりは高からう、こういうふうに見ておるは上積み税率が平均で二五%程度ではなからうか。国民貯蓄から参ります二百億の利子に對する部分でございまして、この部分は二〇%くらいではなからうか、やや低いところの階層が入つてくる、こういうふうに見ております。

○堀委員 二五%の上積み税率といふと、所得では大体どのくらいのところになりますか。

○村山政府委員 課税所得で百二十万のところをございまして、今度で四十万くらいはその下にあるわけでございます。ですから、総所得にしますと百六十万台ちよつとといふところでございます。

○堀委員 そこでやはり問題が起きますのは、結局個人の利子所得は分離課

税によつて恩典を受けるものは、今の二五%ですと、総合所得で控除しない前の所得が百六十万です。それから国民貯蓄から動いてくるところが二〇%の今の形でいくとどのくらいになりますか。

○村山政府委員 課税所得で八十万程度でございます。

○堀委員 そこで、やはりこの間も広瀬さんもだぶ触れられましたけれども、この利子の分離課税といふものはますます高額所得者のための部分的な恩典になつておる。一体基本税制の中で二〇%で総合課税をやらうという思想ですね。この思想が私にはあまりつながらない気がしてなりませんし、おまけに今後の推移を見なければわかりませんが、国民貯蓄組合の限度が五十万までになれば、実はいろいろと皆さんが御努力をなさつておられるだろうけれども、分離の対象になるものはおそらく私は私は減ると思つておる。それは一つは私最近の郵便貯金の伸びを見ておりました、だいたい国民が税制について賢くなつてきておる。最近の異常な伸びといふものは、私は昨年の暮れに金の問題にちよつと触れました。そのときは著しく停滞をしておりました。ところが最近では目ざましく伸びることになりました。これが一面的には国民貯蓄組合といふものに対して改正が行なわれたりいろいろしておられるといふことに敏感になつて、そちらに流れつつあるのではないかと感じます。それが本来自来低額所得者のために利益をはからうとすれば、それは低

税によつて恩典を受けるものは、今の二五%ですと、総合所得で控除しない前の所得が百六十万です。それから国民貯蓄から動いてくるところが二〇%の今の形でいくとどのくらいになりますか。

○村山政府委員 課税所得で八十万程度でございます。

○堀委員 そこで、やはりこの間も広瀬さんもだぶ触れられましたけれども、この利子の分離課税といふものはますます高額所得者のための部分的な恩典になつておる。一体基本税制の中で二〇%で総合課税をやらうという思想ですね。この思想が私にはあまりつながらない気がしてなりませんし、おまけに今後の推移を見なければわかりませんが、国民貯蓄組合の限度が五十万までになれば、実はいろいろと皆さんが御努力をなさつておられるだろうけれども、分離の対象になるものはおそらく私は私は減ると思つておる。それは一つは私最近の郵便貯金の伸びを見ておりました、だいたい国民が税制について賢くなつてきておる。最近の異常な伸びといふものは、私は昨年の暮れに金の問題にちよつと触れました。そのときは著しく停滞をしておりました。ところが最近では目ざましく伸びることになりました。これが一面的には国民貯蓄組合といふものに対して改正が行なわれたりいろいろしておられるといふことに敏感になつて、そちらに流れつつあるのではないかと感じます。それが本来自来低額所得者のために利益をはからうとすれば、それは低

額所得者にはもちろん役に立ちますけれども、高額所得者の方が要領よく回るといふ今の姿は、私はまことに遺憾だと思ひますので、一体今後の利子分離課税の取り扱い、一昨年でしたかには二年延長になりました。それが今度は一年きざみに今なりつつあるわけです。一年きざみになりつつあるということ、できるだけ早くやめたいけれども、当面の情勢によつて延期をしておるといふことに私は理解をしておるわけですが、今後のこれに対する見通し、これを一つ主税局の側ではどうありたいか、銀行局はまた銀行局の立場がありましようからどうありたいか、ちよつと伺ひたい。

○村山政府委員 お話しのとおり、この利子の分離一〇%の現行の制度は実は昨年の三月に一べん期限が切れました。ことしの三月まで延ばしていただくわけですが、今度またもう一年、こういつて御提案申し上げてあるわけです。これは御案内の通り三年間税制調査会で基本的な税制を検討するうら問題でございますので、少なくともこううら問題についての特別措置については、ある結論を出してピリオドを打ちたいということであつたわけでございます。しかし、去年はちよつと配当の経過の措置が暫定措置になりました、結論が得られなままに今日に持ち越したわけでありませう。そういう意味で、配当の経過の方式がまだ暫定的であるなら、それと見合ひにおいて利子の税制上の処遇をどうするかという問題も一年待つてもらいたいということであつたわけでありませう。ことしは金融情勢その他もございませうし、それから配当の経過に

ついでいろいろサウインドいたしましたところ、まだ一年間——九月からしか実績が出てないので、それにあまり結論を急いではいかぬ。しかもこううら経済情勢のもとに改訂がどれだけ自己資本の是正に役立ったか、それから投資家に非常にマイナスになつたかあるいはプラスになつたかわからないのでとにかく待つて、こううら意見のものでありますので、引き続きもう一年間待つていただきたいということでございます。将来に對しましては、われわれは少なくともこううら問題についてはある妥当の線で特別措置から基本法に移すべきだといふふうな考えをしております。ただ問題は非常に率直に申し上げてむずかしいということでございます。これは総合課税がございまして円滑に行くときでありますればほんたう問題はのだからと思ひますのでありますが、日本におきまして総合課税をやつた例はちよつとシャウブのとき一年間やりました、一年たつてすぐ源泉選択の制度に復活しているわけでございます。昭和十五年の改正以前は御案内の通り第二種といたしまして、やはり一〇%で分離課税をしておりました。昭和十五年のときに総合の建前をとりながらやはり源泉選択にせざるを得なかつた。その後シャウブで総合課税にいたしましたのが、すぐ源泉選択になり、その後また長期については五〇%にするとか、全免にしてみたりいろいろいたしまして、今ようやく今日のところへたどりついているわけでございます。われわれは日本の税制を顧みまして、なるほどいろいろな政策的な要請もあつたと思ひますのでございませう。それ自体非常にむずかしい問題を含んで

おるのだからと思ひのであります。ほかの国の総合がどうしてこううらまいくのか、実はわれわれはその基本線を知りたいと思ひているわけでございます。その問題と総合がうらまいくいかぬかという問題と、もしそれがどうしてうらまいくかぬかということであれば、それにかわるべきものとしてどんな制度があるのか、その場合の平均上の積みをどう考えるか。ところがこれは平均でございまして、先ほど二五%と申しましたが、実際は千差万別だらうと思ひます。そこで源泉選択といふうらなものが一体どううらうらに制度として考へられるのか、この辺の問題も十分考へなければならぬ。あつて今この配当の処遇の問題があるわけでございますから、配当に対する税負担をどの辺に持つていくか、例の二重課税の問題につながるわけでございます。この辺をならみ合わせまして最終的な答へを出さざるを得ないのぢやないか。しかし、いすれにしてもこのうらな特別措置の形において毎年論議を招くといふことは、それ自身得策ではなからう、そううら意味で、われわれは税制の立場におきまして、また全体の政策的な要請もありませうが、そううら点も十分考へいたしまして、ぜひともこれを早い機会に恒久制度に切りかえたいといふふうな考へておるわけでありませう。

○大月政府委員 預貯金の利子課税につきましては、今、主税局長からお話になつた通りでございます。われわれといたしましては、先ほどお話しになりました、大正九年以来分離課税といふ資本利子課税でやつてきておるわけでありませう。一時シャウブ税制のもとで一周年例外的に総合課税になりましたけれども、それ以外には分離課税でやつておるといふ特別な事情は、やはり日本経済の特質を反映しておるのぢやないか。もちろん税制の方の立場から申されれば、当然課税の公平という問題があると思ひます。われわれの資本蓄積という立場からいたしますと、やはり税制であまり複雑な制度をとりまして預貯金者が税金といふことを頭に置いてやるということ、非常に貯蓄増強上支障があるといふ感覚、これはまた、今お話しがございました郵便貯金と今度の貯蓄組合改正とかすでに関連があるだらうと言はれるように、非常にデリケートな問題でございませう。われわれとしては、主税当局にもお願ひいたしましたし、単に税制上の純理論といふことでは、国民の貯蓄心理といふ問題に非常に影響のあるものでございませうので、慎重なお取り扱いをお願いしておるわけでございます。それから、ただいまのうら一年とか二年とかで特別措置をやつて参るといふことは、われわれの立場からいたしましては、金利政策に非常に支障があるわけでございます。常に税金のことを頭に置きながら金融政策をやるといふことは、税金は年に一回せいぜいいじる、そううらものでございませうが、われわれは、やはり金融政策は弾力的にやりたい、そううら問題にもからみまして、できるだけ双方の立場の調整された恒久制度をなるべく早く立てて

ておるといふうらな特殊事情がございまして、先ほどお話しになりましたように、大正九年以来分離課税といふ資本利子課税でやつてきておるわけでありませう。一時シャウブ税制のもとで一周年例外的に総合課税になりましたけれども、それ以外には分離課税でやつておるといふ特別な事情は、やはり日本経済の特質を反映しておるのぢやないか。もちろん税制の方の立場から申されれば、当然課税の公平という問題があると思ひます。われわれの資本蓄積という立場からいたしますと、やはり税制であまり複雑な制度をとりまして預貯金者が税金といふことを頭に置いてやるということ、非常に貯蓄増強上支障があるといふ感覚、これはまた、今お話しがございました郵便貯金と今度の貯蓄組合改正とかすでに関連があるだらうと言はれるように、非常にデリケートな問題でございませう。われわれとしては、主税当局にもお願ひいたしましたし、単に税制上の純理論といふことでは、国民の貯蓄心理といふ問題に非常に影響のあるものでございませうので、慎重なお取り扱いをお願いしておるわけでございます。それから、ただいまのうら一年とか二年とかで特別措置をやつて参るといふことは、われわれの立場からいたしましては、金利政策に非常に支障があるわけでございます。常に税金のことを頭に置きながら金融政策をやるといふことは、税金は年に一回せいぜいいじる、そううらものでございませうが、われわれは、やはり金融政策は弾力的にやりたい、そううら問題にもからみまして、できるだけ双方の立場の調整された恒久制度をなるべく早く立てて

だきまして、それによつて税収も公平にとれる、たとえば分離課税といたしまして、高額の所得者と低額の所得者の公平という問題があるかと思ひますけれども、しかし一定の所得を持つておる人は少なくとも一〇%なら一〇%は完全に納めるといふ意味で公平性もあるわけでございます。一つの制度でございまして、その制度のもとで税金を納めたり税金を納めなかつたりといふことは、ない方が少なくなつてもいいのぢやないか、そういう意味で、ある程度税制の方も犠牲を負つていただきたいと思ひます。立場から申しますと、われわれの立場から申しますと、貯蓄増強に役を立つといふ制度をやつてわれわれとしても恒久立法化していただきたい。ただ問題が非常にむずかしいと思ひます。したがって結論を出しにくいといふのが実態であらうかと思ひます。

○堀委員 ただいまのお話を聞いて、私も作らぬ形の基本税制を動かさなければならぬと思ひますが、公平の原則といふものが、たとえば勤労者であるとかないとかといふうらな、そううらことであるのなら、私はまた別だと思ひますが、所得の多いものと少ないもの——個人についても法人についても、どうも租税特別処置といふものの上積みの方にみなしくよになつておるといふこと、これは私は政治のやり方としては非常にまずいやり方だと思ひます。分離課税といふものが行なわれる限りは、どうしても私はその矛盾は解決ができません。思ひます。やはり所得といふもの

は、総合的に課税をするというのが税制の原則であらうと思ふのでして、さつき主税局長は、諸外国はなぜああいうふうになりまくいくのか不思議でかなわぬというお話がありました。私は問題は非常に簡単だと思ふ。やはり国民自体が権利義務の意識というものをもちとつきりわきまえるような政治が行なわれていないからです。要するに、正直者がばかを見る政治が常に行なわれるために、総合課税というものがやはりうまくいかない。これは残念ながら、西歐の諸国の諸君の方が個人主義というものに徹して、権利義務の概念といふものが、そういうものがお互い相互間に確立をしておる点か

が、やはり総合課税のようなのがある。ズにいく理由であつて——これはもちろん税制だけの問題ではありませぬ。皆さん方を責めるわけではありませぬが、そういう前提があるから総合課税はできないのだというあきらめ方は、私は、税制に携わる方の立場としてはどうもやや勇気に欠けるところがある。やはり省みてやましからずんば千万人といえどもわれ行かんといふ気概を持つてやつてもらわなければ、私は物事は進まないのではないかと、私は気が持たない。そこで、総合にする方向で検討するということにしていただかないと、分離の方向で基本税制を検討するということでは、私は問題があらうかと思ふ。だからその点、もし総合についていきなり二〇%が少し高過ぎるといふことであるならば、それは一〇%で総合にしてもいいだらう。原則の方をまず確立をして、その上で量的な問題を諸般の情勢が整う中

で漸次整えるというのなら、私はまだ理屈があると思ふのですが、ともかくも分離だという前提に立つてその税率を考へたりするのでは、これはもうさつき皆さんがお触れになつておるうちに、不公平な部分をさわりようがない。片方は上積み税率といふ所得累進の課税制度をとつておる以上は、問題は少しも発展をしないのではないかと、いふふりに思ひます。一つその点は十分に考慮をして今後の検討をしていただきたい、そういうふうに思ひます。

そこでこの問題に関連をして、私は今国税庁においでを願つておりましたが、まだお見えにならないでしようが、最近きわめて遺憾な問題がいろいろ出ておられます。新聞で何つていだけですからよくわかりませぬが、過般東京都における高額なる脱税事件が起つて、その際にそれに関連する金融機関がきわめて非協力であつたといふことで、大蔵省で問題になつた例があるようでありませぬ。この点について、国税庁が来られたら一番いいのだらうと思ひますが、どこかお答えいただけるところがあれば、そこでちよつとお答えいただきたいと思ひます。

○村山政府委員 いずれ国税庁の方から詳しい御報告があるかと思ひますが、われわれが聞いておられますのは、査察事件に関連しまして、最近一千万円程度の預金を三十口に分けておつた。そのときに、銀行も事情を知つておつたといふふう聞いておられます。きわめて遺憾なことだと思つておるわけでございます。今度のこの改正を機として、金融機関にも今度われわれのねらつておるところがどこにある

か。結局金融機関なり納税者の御協力を強くお願いしたいというのが今度の考へ方でございます。今度の改正を機会にしまして、そういうことが絶へなくなるように希望いたしております。それから、先ほどの総合の問題についてちよつと申し上げますが、現行でも総合が基本でございます。まさにその方向でものを考へておるわけでございます。分離が特別措置になつていまして、分離が特別措置になつてい

るわけでございませぬ。おつしやる通り、納税道義の問題、あるいは個人主義に徹底するといふ言葉で表わされるのかもしれないが、そういう問題ではないかと思ひます。ただ、総合がま

ずいぶんた場合の不公平といふのは大へんなものだらうと思ふのでございませぬ。従ひまして、従来は総合が基本ではあるが、その間源泉選択といふような制度を入れまして、そこは最高の上積み税率あたりをねらつておる。その場合おのずから総合を選択されるら源泉にいく。結果はおきまして、かなり総合に近い線は出てくるわけでございます。ただ、御案内のように六千七百万といふ口数であります。これを全部支払い調書をとつて、税務署で資料操作をいたしまして、住所地で名寄せの必要がある。この場合、預金の名義を仮装するといふことがございませ

たら、これは大へんな問題でございます。やはり基本的には総合がうまくいくといふことは納税者の協力を要する問題だらうと思つておるわけでございます。そこに到達する過程として、現実的にどういふ手を打つておるかといふことが、実は経過的な税制として

は問題になるわけでございます。総合が正しい、そういう意味で基本税制が総合の線をくすさないといふことは全く同感でございます。

○堀委員 同感をしていただいても非常にうれいのですけれども、しかし喜んでいいのかわかればわかないと思ひます。そこで、今、主税局長が前段に答へた部分について、銀行局は金融機関に対して通牒なり通達なり、何だかわかりませぬが、何かそういう点においておやりになつておるでしょうか。

○大月政府委員 この貯蓄組合制度の運営の適正化といふ問題は前から問題でございます。われわれもいたしましても実は貯蓄増強をはかる立場にはございませぬが、課税を免れてまで貯蓄をしてくれといふつもりはございませぬ。そういう意味で、今度の貯蓄組合法の改正の趣旨も、健全な貯蓄を推進したい、こういうことでございませぬ。従来から金融機関に対しては、まさしく指導しておるわけでございますが、何分基本法規が従来のものでございませぬ、従来のものでございませぬ、制度の切りかえといふものはなかなかうまくいかない。そういう意味で、特に今国会におきまして制度自体をはつきりいたしまして、その機会にまた行政指導も強化いたして参りました。こういうつもりで、金融界に対しては、もうすでにその心がまえを指導いたしておるわけでございます。

今お話のございました脱税事件に関連いたしましては、実は検査庁の方からも、金融界に対しては、非常に脱税に協力するといふことは非常にけしからぬじゃないか、それには十分協力するよりに、それから裁判上の必要があつて銀行の預金の調査がある場合には、そういう意味の証拠になる通帳だとか帳簿とか、そういうものはつきり見せるようにしてほしいといふような御要望がございまして、そういう点は金融機関側に対して厳重に徹底しつ

つあるところでございます。そういう意味で、われわれも脱税事件に関連いたしまして、こういう貯蓄組合運営の問題になつたことは、率直に申しましてはなほ遺憾だと存じております。今後こういうことのないように十分注意して参りたいと思つております。

○堀委員 今度の場合の問題は、今のお話を聞いたところでは国民貯蓄の問題のようでありませぬが、しかし実は今のは預貯金の支払い調書を出しおるりませぬから、元本を秘匿しようと思へば秘匿のきわめて可能な状態に預貯金は置かれておると思ひます。国税庁がまだおいでにならないからあれですが、どうも私はこのところが非常に微妙なところだと思ひます。あまりにやかましくすることは、預貯金の増加の妨げになる点もなきにしもあらずと思ひますけれども、もう少し何らか工夫はできないものか、税務署がどういふことでもなく、金融機関なりそういう制度の中で、もう少し自発的に何か処理されて、そういう元本秘匿といふようなことを結果として生ずることのないような方法は講じられないものか、という気がするのですが、そういう点について銀行局は何かお考へがございませぬか。

○大月政府委員 率直に申しまして、今回のような事件は、結局脱税事件しかも大きな査察事件に関連いたしてお

りまして、私はこれは預金者は相当悪質であると思えます。そういう意味で、金融機関の側も決してほめた話ではございませんけれども、むしろ預金者の強い要請によって、いわば預金競争上の必要からそこへ誘惑されたと思えますか、そこへ追い込まれたというのが真実であろうと思っております。そういう意味で、非常に例外的なことではあると思いますが、一般的に貯蓄組合の運営自体若干ルーズになっておる、課税漏れがあるということとはこれまた事実でございますので、そういう点については制度を改めていくということがやはり基本であり、なおあわせて預金者及び金融機関側の自衛を求める、こういうことだと思えます。そういう意味で、今回の改正におきましては、まず非課税としてほしい貯蓄組合預金につきましては、非課税貯蓄申請書というものを金融機関の窓口に出してもらい、これは正式に本人が署名いたしました申請書のわけでございます。その申請書に基づきまして、金融機関においてはその店として名寄せをいたしました、帳簿を備えておいて、限度は五十万円以内であり、かつ本人であるということを確認しておるかどうかというところが疑わしい場合には、本人であることを確認し得る証拠を求める権限も、今度の改正において付加したわけでございます。そういういろいろな制度上の改正も行ないますし、納税者及び金融機関の自衛を求め行政指導も、金融検査、証券検査において実行いたします、いろいろな手段を用いまして適正化をはかつていきたいと考えております。

○堀委員 ちよつと前に問題が返りますが、さっきの本年度の税収見込みの利子所得二百四十億になつては、この前年度百七十億に比べると七十億もふえてはいるわけでありませうか、この内訳は一体どうしてこんな差があるのかをちよつとここで承つておきたいと思つております。

○村山政府委員 実はこれは三十六年の当初予算見込み百七十億、これが相当実績見込みで伸びまして、二百十八億程度伸びております。それでそれに対して、ことし伸びを見まして、それが改正後で二百四十六億でございます。

○堀委員 さっきの個人所得の分離と、それから公社債とか、そういうふうに分かれておるのですか。

○村山政府委員 分かれております。実績見込みでいいますと、実はこれは予算はいつも実績をつかみまして、それから伸ばしたものでございまして、前、三十六年の実績が利子で四〇％と対前年伸びているわけであります。預金で申しますと三五・一％でございますが、公社債で六二・九％、信託で四七・六％ふえておられます。合計して四〇・二％伸びておられます。そして二百十八億になつておられます。今度の予算を組むときは、二百十八億をもとにいたしました、これからそれぞれ伸ばしてはいるわけでございまして、公社債が一・二五・一、それから預金が一一・五％、信託一・二五％、これから今の金利の引き下げとかをいろいろつは若干見ておられますが、残高としてはその程度の伸びを見ているわけでござい

○堀委員 三十五年の実績は、それじゃどうだったのでしょうか。三十五年は百七十億ペースで予算が二年並んでおります。三十五年の実績は、それじゃ……。

○村山政府委員 三十五年の実績は百五十五億でございます。

○堀委員 そうすると、これはどういうわけですか、三十五年というのは景気上昇の年で、国民所得もあらゆるものが伸びているのに、予算が百七十三億二千六百万円出したのですが、実績が逆に百五十五億に減つたわけですね。そしてその次の年にそれだからまた百七十一億を出したら、今度は二百十八億にふえた、一体これは経済現象の経過と比べてみると、必ずしもこれはマッチしていないように思つておりますが、どういうことですか。

○村山政府委員 この原因分析になりますと、少し調べてみなければならぬと思つておつた。おっしゃるような節は常識的に考えられますが、これがこちらの見積りも違ひであるのか、あるいは過年度からの改正の分の読み違ひであるのか、あるいはまた非課税預金の方に流れていったのか、その辺の読みも少しこまかくやってみなければいかぬと思つておつた。

○堀委員 一つ御検討願つて、また適当な機会にでも何うかにいたしました。そこで国税庁がちよつと見えませんが、税収問題について、税の見積りもどうなすね。予算見積りもいろいろの少しこの前詳しく伺いましたが、今皆さんのお手元に——この間ちよつと武藤さんから質問があつたわけでありませうが、これもちよつと予算委員会にお配りした資料の中に、非常に問題のある点があると思つて、今ちよつと論議をいたしました。利子その他の分離課税所得についても、当初の予算における見込みと実績が相当に相違しておるわけでありませう。この間ちよつと問題になりまして、特に申告所得の出し方が、何か皆さんの方では経済見通しを土台にして出すというお話にはなっておりませうが、必ずしもそうでないような計算過程もあるようにこの間話を承つたわけでありませう。

そこで、今お手元に配りました資料で、下の段に年度別租税印紙収入等予算・決算対比というのがありますが、この間武藤君も触れられました。申告の部分で、昭和三十年から三十五年までの差を見ますと、源泉所得は当初と収入の差はあまり大きくありません。三十一一年が一七・四％ふえておられますが、これは見込みが多少違つたので、そのあと三十五年が一三・六％当初見積りよりふえておられます。ところが逆に源泉の方が減つておるものが三〇・一％だけ減つたときに、申告の方は実は二八・七％もふえておるような時期があるわけですね。三十五年にきまして源泉が一三・六％のふえに對しまして、申告が三四％ふえておる。景気動向は上にGNPの変化をいろいろ出しておきましたから、ごらんになればわかると思つておられますが、この申告の部分だけは景気動向に左右されずに、著しく当初見積りも実績が差が出るというものは何によるのか、ちよつとお答えいただきたいと思つておつた。

○村山政府委員 なかなかこの分析はむずかしいのですが、一つの要素は、最近におきましてはこの申告所得のうち、いわゆる営業、農業のウェイトが非常に小さくなりまして、その他所得のウェイトが三十五年実績で実は四五％を占めるに至つておられます。これは今の土地の値上がりによる譲渡所得の関係、それから一般に資本収益所得、地代であるとか、家賃であるとか、あるいは配当であるとか、それからこの中には給与も含まれておるわけですが、その他所得のウェイトが非常に高まつておるといふことが、なかなか経済指標だけではないかという原因じゃないかと思つておられます。

それで経済見通しの物価とか生産とかというものには、われわれもいたしましなかなかなか出ないわけでありまして、過去の実績に對しまして、それならば実績の生産、物価の相乗なりあるいは所得率を若干加味したところで、合算か合わないわけでありませう。ことしあたりはいろいろ検討してみますと、生産と個人の消費資金の伸び、この関係係数を使つてみますとかなりよく出るわけでありませう。そういうところから、ことしは生産指数はもろろんこれを使ひましたが、個人消費指数金額の相関係数で計算してございませう。なかなかその辺の見方がむずかしいのでありませう。過去の実績に照らしてみますと、その辺が一番よく妥当するようにならなすと思つておつた。

○堀委員 実はこの申告所得の部分、伸び率の計算の基礎はこう現われておられますが、今おっしゃつた部分は

の方たちに有利に作用する性格がある上に、それをさらに乱用するのですから、もつとその傾向が強まるということになりますから、そういうことのないように特にお願いをして、本日の私の質問を終わりたいと思います。

○佐藤(観)委員 租税特別措置法に関連をいたしまして資料要求を一つお願いしたいのですが、きょう堀先生から質問した分とは若干違うのですが、新規重要物産関係の免税は、どういふ品目を指定されておるか。そしてそれについて減税額がどれくらいになつておるか。それからどのくらい長期に――免税が続いた期間が品目によつて違ふと思うのですが、長期のもの、それから短期のもの、そういうようなものを一応例示した形でお示しをいただきたいと思ひます。その点、この次の委員会までに一つそれをお出しいただきたいと思ひます。

○村山政府委員 できるだけ詳しく調べまして、お届けいたしたいと思ひます。過去の分は第一次答申に詳細に載つてございます。現行指定になつておる分につきましては出したいと思ひます。

○佐藤(観)委員 今だにぶ通産省との間にも、いわゆる困産というより問題で問題もあるようですし、この問題は少し詳しく知りたいと思ひますので、それにこたえるような資料を提出していただきたと思ひます。

○佐藤(観)委員 関連して。銀座の某パーでこの間ホワイト・ホースのレットルだけでそういうものを売つた、その後その問題はとういふふうになつておりますか。

○上田説明員 大へん申しわけありませんが、ごく最近どうなつておりますかという事について詳しい情報をたどりま持つておりません。私の承知しておりますところでは、まだ警察の方で調べておるようなことを聞いておりまして、最終的な決定報告をまだ受けておりません。

○佐藤(観)委員 こういふようなレットルだけをかえるという、日本の酒ではそういう例はないのですか。

○上田説明員 日本の酒ではそういう例は今まで聞いておりません。御承知のように登録商標がございますので、そういうものを使いますとそつちの方の問題になつてくると思ひます。

○佐藤(観)委員 私は飲んだことありませんが、これはちよつと珍しい例だと思ひます。こういふことは外国なんかにはそういう例があるのかどうか承つておきたい。

○上田説明員 これも大へん申しわけありませんが、外国でもありこういふ例は聞いておりません。

○佐藤(観)委員 村山主税局長にお尋ねいたしますが、御承知のように今度酒の税の引き下げがありまして、これは外国と生活程度が違つておりますからどういふことは言えませんが、今の日本の酒の標準税率は、われわれはもつと下げてくれると思つておりましたが、なかなか思ふようにいかないようですけれども、これらの税率の外国との比較は一体どうなつておるのか。

○村山政府委員 これはいろいろな角度から比較できるわけでございますが、一つは所得の大きさに對して、所得の小さい割にはどうか、大きい割に

はどうかという問題、そういう角度から比較いたしますと、要するに、酒税の国民所得に對する比率という観点から見ますと日本はだいぶ高うございませう。数字で申し上げますと、これは三十六年でございまして、日本は二・一五％、米國は〇・七八、英國は二・一〇、西獨は〇・八、フランスは〇・四、イタリヤは〇・二三。それから同じような考え方でございまして、国税総額中どれくらい占めておるか、この観点で言ひましても日本の酒税は非常に高いといふことは言えます。すなわち三十二年で一四・八、米國が三・四、英國は七・三、西獨三・二、フランス一・六それからイタリヤ一・〇でございませう。

今度は別の観点で言ひますと、小売価格の中にどれくらいの割合を占めておるか、そういう考え方でいひますと、これは物によつて違ひますが、ウイスキーについては英國が一番高い、その次が日本。それからブランデーについても同じようなことが言えます。それからブドウ酒、これは日本の果実酒が非常に安くなつておりますので、この点では日本は米國に次いで安いです。ただし在來のブドウ酒でございませう。ビールは世界で最も高いといふような比較ができます。ただ、御案内のように酒はその國によつて違ひます。ですから、たとへば代表選手を出して、日本の場合には清酒の二級だとか、英國の場合はシェリーであるとか、アメリカの場合はビールとウイスキーで代表させるとか、こういふふうな代表選手を出しまして、その小売価格の中に占める比率という点で觀察いたしますと、日本の税率はかなり高いといふことが言えます。通じて言ひますことは、全般として日本の方が高いだらうといふことははつきり言ひませう。ただ、今度のスピリッツ類といひますか、アルコール分の高いものについては、各國はどういふ見地ですか、やはり衛生的の見地が入るのかわかりませんが、英米系統は日本よりも高いようございませう。全般的には日本の酒税は高いといふふうに觀察しております。

○佐藤(観)委員 實は数年前から國政調査で地方へ行つて参りましたときに、今度の減税で二級酒で小売が大体一本三百円、ビールが百円くらいになれば理想的だといふことが一般に言われておりました。私たちが一般の勤勞階級の生活程度を見まして、これらの水準に下げられれば一応現段階では減税の率としては満点だといふように考へておりましたが、残念ながら今度の減税ではその程度になつていない。その何か理由があるのかどうか、村山さんに伺ひたいと思ひます。

○村山政府委員 まあ三百円は無理じゃないか。實は製造原価に卸、小売のマージンを足しますと大体三百円になるような見当でございませう。どうも無理由にしないといふ三百円というのは無理なものでございませう。今度の提案理由の説明でも言つておると思ひます。が、おおよそ小売価格で平均一割程度引き下げようといふことで、その間の酒類が高級であるかどうかといふ点、あるいは最近相当売れ行きが伸びているかどうかといふような点、いろいろの観点から觀察いたしました。大衆酒と思はれるようなものについて減税を強くしたわけでございます。最高は四割、最低はもうノミナルなものであるといふことでありませう。清酒の二級でいうと二割四分程度を見ておる。ビールが一四％くらいの引下率でございませう。それで、清酒よりもさらに減税率の高いのは申すまでもございませうが、合成清酒であるとかあるいはしょうちゆうであるとか、みりんのたぐい、こういつた在來酒でもう少し大衆的なもの、大体その辺をねらつてやつておりますし、かたがた財源その他の関係もございませう。今回は平年度三十九億くらいといふところをねらつたわけでございます。

○佐藤(観)委員 日本人の生活の標準といふのは大體二級酒、これが標準だといふのは考慮しておるわけですか。これだけの生活程度を維持されるくらいのものであつていいじゃないか。これは主税局は税金をとる専門でございませうから、あまり取る方ばかり考へておられると思ひますが、標準として日本には日本酒を飲ませるということ、やはり國民の健康のためにいいんじゃないか。それは合成酒もあるけれども、ビールは御承知のようにこれは獨占企業のようなもので、われわれはビールは四つか五つの会社でやつては、酒といふのは全国津々浦々にわたつていろいろな店があり、中小の小さいお店があるが、こういふ点については、私らの希望意見として、私は標準として日本人は日本酒を飲むといふことが原則だと考へる観点から、やはり酒の標準は二級酒を標準にして安くするといふ意見を持つておるわけですか。そこで實は私も長崎に参りました、長崎の島原半島の近くは伝統的に

密造酒の名産地だと聞いておる。これは密造酒のいろいろな話をその署長に聞きましたところが、いろいろ趣味的にやっているものもありますけれども、何と言っても酒の二級酒が高いというところが一つの原因になっているというような説明を聞いたことがありません。密造酒は今度とどんで下がって、これは減つてくると思ふのですが、こういう点について、どんなような考えを持っておられるのか、今度の税金の値下げと同時に、密造酒の対策はどんなものがありますか。これも関連して何っておきたい。

○村山政府委員 この密造の問題につきましてはこれは税制改正のたびに実は一つの大きな考慮要素に入っているわけですが、御存じのように終戦後非常に密造が多かつたものが、あとで統計でお知らせしますが、最近におきましては一ころから見ますと著しく減つておる状況でございます。今度の減税もおそらく密造対策として相当大きな効果を納めるのじゃないかというふうに見ております。特に密造の点でねらつておりますのは、酒類全体がそうでございますが、特にしよちゆりの減税も、しよちゆりは非常に低いわけでありまして、そのうちでも大体密造酒の度数というのが二十度と聞いております。昔から二十度というものは、二十五度あるいは三十五度に比べればほんとうに安い税率にしているのは密造対策の大きなねらいでございます。今度もその減税率を非常に幅を広くやっております。相当密造対策上も効果があるのじゃないかというふうなわれわれは見えております。

○佐藤(観)委員 これは酒の標準を安くしてというのはいろいろな理由、生活の向上というところもあるのですが、うちの堀委員が三年くらい前に食糧庁の高官に聞いておりましたが、今の酒の多いのはこれは酒を作る米が高い点にある。それだから大体国家が酒を作らせて税金をとっている以上は、一般の配給米と同じような価格でなせ提供しないかというのを堀君が一時間にわたつていろいろ説明を聞いておりましたが、こういう点については主税局長はどんなふうにお考えになりますか。これはおそろしく今後問題になるかと思ふのです。少なくとも私たちは日本酒は日本の酒の標準だという立場から、やはりもう少しそういう原料の必要があるのじゃないかというふうに考えておりますから、その点を一つ主税局長あるいは間税部長でもけつこうですが、御説明願ひたい。

○上田説明員 酒造米の価格につきましては、ただいま佐藤先生からも御指摘がありましたように、この委員会でもたびたび皆様からのお話がございます。年々負担を軽くしていく、比較的安くしていくという方向に進んでおります。よく業者の方は業務用米と同じように下げようというふうな御要望がございましたが、御承知のように業務用米の価格は割に大衆食堂などで一般の大衆の方がお食へになるもの値段でございます。これには政府からの補助金と申しますか、財政資金での補助もあるような格好でございます。これと同じまではまだいいかないとしても、少なくともある意味から言つて、政府が買い取つて配給するまでの経費の相当分だけで何も政府がもうけなくてもいいじゃないか、そういうふうな考え方で現在ある意味から言つて、コスト主義とも言えるかもしれないが、そういうふうな形で酒造米を出すようにしたらどうか、そういうふうな方向で現在まで至つております。まだその理念が最終的に貫徹されたとは言えない程度でございます。毎年少しづつ下げていただきたまは、今年はお米の買入れ値段そのものも高くなりまして、そのコストから言いますと、去年のよりも若干平均して約二百円程度高くなつた格好でございますが、ただ問題は今後なお検討するという段階で、できるだけコスト主義に徹するという方向で問題を検討するようにとつて、三十七酒造年度の場合にはさらに下げるように努力する、そういうことで食糧庁とも話がついております。その内訳は御承知のように酒米は割に早目に買入れの必要がございますので、時期別格差というもののつけ方をどうするかという問題、それから割に早目に引き取りますので、倉庫の倉敷料あるいは金利、そういうものについても少し一般の平均値でなくて何か考えたらどうか、そういう問題がまだ残されておりますけれども、方向はいたしましてはできるだけコスト主義と申しますか、あまりそれによつて酒屋さんの負担にならないように、税金を二度とるようなことがないようにとつて、この方向で問題を処理するようになつておるところであります。

○佐藤(観)委員 今度減税されて、これ酒の税金は大体どれくらい、予算の見積りはどのくらいのを今度と

られるのか、それをちょっと主税局お尋ねしたい。
○村山政府委員 初年度三百九億、平年度三百七十一億の減収を見ております。
○佐藤(観)委員 全体でどれくらいのおれになりますか。
○村山政府委員 全体の税でございますが、内国税だけで申しますと、初年度千四百一十億、平年度千二百四十四億、これに間税の増徴分が初年度五十億、平年度七十九億でございます。それらを差引きますと、初年度九百八十七億、平年度千六百四十四億でございます。

○佐藤(観)委員 まあ減税されても一億以上の税金を政府がとるのですけれども、今の酒屋さんはちよつと仲介の勞をとるような、一面税務署のような形をとつておられるわけですが、上田さんも長年国税局長をやつておつて御存じのように、酒屋というのは、昔、われわれの子供の時には地方の豪農家が多く、酒屋といふのは一番の金持ちだと言われておりました。ところが戦争中の企業整備のために、食糧事情の関係もあって、昔の倉庫とか道具といふものはほとんど売り払つて、今は非常に細々と酒屋をやつておられるわけですが、これは私どもの選挙区も酒屋が多いことは多いのですが、小さい二千石足らずの酒屋が多いわけ、何か事があるとな非常に生活が困難な状態が出てきておるわけですが、三年前の伊勢湾台風のときにも兵庫県の酒屋さんが全滅するよ

うなことになるが、どうにかこうにかつくりつて回復しております。私は少なくともこういうふうな直接的

には——これは昔からの例でありますけれども、日本の一千億以上の税金をとにかく酒で取る、その手数料を考えたも、やはりもう少し融資の方法を、金の方法を何とか——こういうふうな国家のために税金を——その人が出すんじゃないけれども、仲介の勞をとつておるような形になつておるという酒屋さんと申すものを、何らかはかの方

法、たとえば公団で資金を貸すとか、何らかそういうふうな便宜をはかつてやるような親心があるのかないのか。また今までのような状態だと、私は酒屋さんは相当つづれていくだろうと思ふ。競争がひどくなると、大メーカーはいいけれども、中小メーカーはほとんどつぶれていくような傾向が出てきておると思つておられますが、そういう御心配はないのか、そんなことはわかつておられるとおつしやるのか、その点を何つておきたいと思ひます。

○上田説明員 御指摘がございましたように、酒屋さんは中小企業というよりもむしろ小企業の方が多いたが現状でございます。四千軒あります。うちが相当多数でございます。こういう方たちは、従来金融関係でどういふことをわれわれがやつてきたかと申しますと、毎年仕込み時期になりますと、米の代金を払うための金融というものは、戦前と違ひまして、自己資金ではなかなかやりかねますので、その地域の銀行にお願ひして出しているというものが普通でございます。地場の銀行から借ります場合でも、多くの場合組合が連帯保証いたしましたのでそれで借り出す、そういう格好をとつておられます。また国税局長も銀行への融資の

法で、大きっぱに計算して、一度違いますと、税金がたしか十円くらいの違いだったかと思ひます。そうしますと、その十円分を、結局相手にもよけ負担させて出させるという問題になりますので、行政指導としてはどうもいたしかねる。ただ先ほど申し上げましたように、実は酒かすを売りますとき、からからの酒かすとびぢやびぢの酒かすではかなり違うんだそうでございませう。それで、その酒かすで十分カバーできるように私の方は見えておりますので、十四度でお出しになる方は、税金は高い方で、十円高いので納めていただくより手がないのじやなからうか、そういうふうに考へておられます。

○佐藤(観)委員 みりんの話、もう一つ伺つておきたいと思ひますが、私たちの子供のころには、みりんというものは非常に重要な酒の類に入つておりました。聞くところによると、今度五割減税したんだからいいじやないかと聞かれますが、みりんというのは、御承知のように、このごろはおとそ以外にはあまり一般に酒という扱ひはしてないと思ひます。だから、しょうゆやみそと同じような一つの食料の中に入れてやったら、みりん業者はつづれぬだらうというのですが、そういうことはできるものか、できないものか、その点をどういうふうにお考へになつておるか、これも関連して伺つておきたいと思ひます。

しょうゆと合せて本直しして使われているわけでありませう。その辺の關係がございませうので、なかなかむずかしい。そういうところで、本みりんについてはたしか三十四年に思い切つて下げたと思ひますが、今度も五割以上下げたということでありませう。その税率の出し方等も、今のしょうゆとちやうど同じふうなまぜて本直しを作るかという度数と、数量、その計算からみりんの税率も実ははじき出しているわけがございませう。ですから、正直に申して、ますます少しこの辺のところでやむを得ないのじやないかという感じがいたします。

○村山政府委員 おっしゃる通りに、みりんはほかの酒と違ひまして調味料として使われる場合も多いわけがございませうが、一方におきましては、御案内のように本直しの材料に、これが

大きい。それから清酒でございませう。輸入酒の方も、おそらくウイスキーとかブランデーとか、値がさしにしますと、だいたい違ひと思ひます。全額でございますと、おそらく問題にならないのじやないと思つておられるわけがございませうが、別に日本酒に限らず、日本で作つておられる酒が伸びるためにはどういふ措置があるかといふことは、国税庁も考へてございませうが、われわれもいろいろ考へておられるわけがございませう。一つは、酒といふものを、従来、酒類行政の立場あるいは酒税法の立場から、必要以上に規制しているのではなからうかといふ感じがしてはいるわけがございませう。もちろん取り締まり上必要な規制は加えなければなりません、酒の規格につきましても、あるいは度数、一度当たりの税率の盛り方にいたしまして、あるいは最低税率の盛り方にいたしまして、相当嚴重になつておられるわけがございませう。その点をねらひまして、最近全般的にガス入りが相当出ているように思つておられます。

○佐藤(観)委員 話は別になりませうが、日本では洋酒が非常にはやつておられて、ブランデーとかウイスキーが非常に輸入されて、相当の額に上つておられるじやないかと思ひます。一方において、日本の酒は一体どのくらい外国に行くかといふと、私、昨年行つてきて、非常に高い、一升一万円くらいの酒がありました。こういふふうな海外に輸出する日本の酒は少なくて、外国から入つてくる酒が非常に多い。これは嗜好にもよるのでございませうが、こういふような政策について、何か大蔵省でお考へになつたことがあるかどうか、また年々どのくらい洋酒が今輸入されておるか、これも関連して伺つておきたいと思ひます。

○村山政府委員 数量でいいますと、どうも輸出の方が多しうございませう。三十五年で申しますと、輸入の方が千七百七十六キロリットル、それから輸出の方が七千六百九十九キロリットルでございませう。もつとも、出ておられるのは、こちらの方はビールが圧倒的に

○佐藤(観)委員 これは別の問題でございませうが、輸入酒の輸入税の制限は置きませんでした。ただ最低税率としては度数以下に考へる。これは大体その酒類として市場に仕出し得る品質の限界といふものを考へまして、そこで最低税率といふものを置きました。特に規格として置かなくなつた。同時に度数が上つても下がつても一度当たりの当該酒類ないし品目については税率は同じにする。こゝろいろいろにして従来いろいろな規格とか税率とかいろいろ縛つておりましたものをゆるめて、今後は大いに酒のメーカーが創意工夫をこらして、日本人のみならず世界の酒類の消費者の嗜好に投ずるよりなものを作つてもらいたいといふふうにお考へておられるわけがございませう。今度の一つの改正の大きなねらいはそこにあるわけがございませう。

○佐藤(観)委員 先ほど村山さん問題にならぬと言われたのは、日本の酒やビールの方が量が多いけれども、値段は外国の輸入の方が高い、そういう意味ですか。

○村山政府委員 手元に資料がないので金額はわかりませんが、多分向こうの輸入の方が多しうと大体常識で考へておられるわけがございませう。いずれ金額がわかりましたら御報告申し上げます。○佐藤(観)委員 これは関税の關係があらうと思ひますが、一体日本の、この間の例のホワイト・ホース問題なども、輸入するときの関税の障壁が割にやかましいといふことで、ああいうレッテルを要するといふことが出たと考へるのですが、私たちがベンハーゲンとかあるいはハンブルグとかあそこで買えば一本のジョニー・ウォーカーが千円くらいで買える。内地へ来ると大体三千八百円くらい、店で飲めば相当高いのでありますが、ブラックが大体七千円くらいするといわれておられます。一体原価が高いのか税率がどうなつておられるのか知りませうけれども、こゝろいろいろの問題は、日本人といふのはどうも虚栄心があつて、からだの關係以外にどうもウイスキーを飲んだら、ブランデーを飲むとえらいような気がして、そういう虚栄心のためにも飲むよりな人があつておられるので、非常にそういう傾向が強いように最近、私もカプエやあいうところへは行きませうけれども、酒よりもビール以外には洋酒の消費が非常に多いのじやないかと思ひます。なかなかこれだけ国際収支の赤字が多いといわれておられる今日、一体大蔵省の本元は、こゝろいろいろ輸入のウイスキーやブランデーに対して、どういふような対策をとつておられますか。これは内地もなかなかいい酒ができて、サントリーとかあるいはニッカとかいうウイスキーが出ておられますが、どうも私たちが比較すると、もう洋酒に限つては外国の方がいいように考へられます。そういうふうなことに對してどういふ政策を考へておられるのか、これも一つ承つておきたいと思ひます。

○村山政府委員 洋酒を例にとつて申しますと、日本の洋酒より向こうのものがいいかどうかさつぱりわかりませう。これは蒸溜界でもなかなかむずかしい問題だと思ひます。ただ、確かにシフ価格で言いますと、洋酒は市中の値段より非常に安い、おっしゃるようなところであらうと思ひます。実際はその間輸入酒類がおのずから外

貨の關係で制約されておる關係で、いわばネーム・パリュエーがつきまして最終の小売価格はおっしゃる通りにジョニー・ウォーカーの黒でございまして七千円か、ときにより九千円までいつてしまふ。赤でありまして四千円くらい、それぞれ今の輸入価格というものは千円ちよつとこしたようなところであるというふうなことでございまして、結局それは輸入数量が外貨の關係で制約されておるといふこと、それから消費者がネーム・パリュエーに飛びつくといふこと、この辺から何段階もそこに中間の取り扱い業者が入つてそこまで値を上げておるのだらうと思ふのです。日本の洋酒も、ものによつては決して劣らないのだといふことをわれわれ聞いております。しかし、これはなかなか人によつて違ひますので、いろいろな専門の試験家、あるいは長らく外国におつて外国で向こうの洋酒を飲まれた人たちに聞いてみましても、今の日本の最高級のウイスキーであれば、決して品質的には劣らないのだといふような話も聞いております。しかし何でまたあんなに高く値幅が違ひのだらうかと考えますと、これはネーム・パリュエーだけであるかどうかが、その辺になりますと、ちよつとわかりかねます。

○佐藤(親)委員 だいぶ手党の人も腹がすいたようでありますから、なおいろいろアルコール専売の問題、合成酒、それからその他いろいろな問題もまだ残つておりますが、きよりは人道的に考えましてこれで私は質問を終わります。この次またお願いいたします。

○小川委員長 次会は明十四日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。
午後一時六分散会

第一類第五号

大蔵委員会議録第二十一号 昭和三十七年三月十三日

昭和三十七年三月十六日印刷

昭和三十七年三月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局